

中小企業

支援施策ガイド 2023



1 >>> 販路を開拓したい

2 >>> 知的財産・認証を取得したい

3 >>> 研究・開発をしたい

4 >>> 経営の強化・改善を図りたい

5 >>> 創業初期の支援を受けたい

6 >>> 商店街でお店を開きたい

7 >>> 資金を調達したい

8 >>> 人材の確保・育成を図りたい

9 >>> 情報を知りたい

10 >>> 商店街として支援を受けたい

11 >>> 団体活動の支援を受けたい

12 >>> 会議室・展示室を借りたい



江東区

<https://www.city.koto.lg.jp/>

中小企業 支援施策ガイド 2023

《目次》



1》 販路を開拓したい

補助金	創 ホームページ作成費補助	6	産
	展示会等出展費補助	8	産
	広告宣伝費補助	9	産
PR・イメージアップ	江東区ものづくり団地(江東ブランド推進事業)	10	販
	ことみせ(江東お店の魅力発掘発信事業)	11	商

2》 知的財産・認証を取得したい

補助金	知的財産権取得費補助	12	産
	環境認証等取得費補助	13	産

3》 研究・開発をしたい

補助金	研究開発補助	14	産
	小規模な産学連携共同研究費補助	15	産
	都立産業技術研究センター利用料補助	16	産

4》 経営の強化・改善を図りたい

補助金	創 おもてなし多言語表記促進事業補助	17	商
	創 生鮮三品小売店支援事業補助	17	商
	創 お店の集客力向上支援事業補助	17	商
相談・補助金 セミナー	創 ICT等導入支援	18	産
	経営戦略支援セミナー	20	産
相談	創 経営・税務・労務相談	21	融

5》 創業初期の支援を受けたい *他にも創の付く事業は、創業時に使いやすい支援です。

補助金	創 創業支援事務所等賃料補助	22	産
	創 創業支援セミナー	23	産
セミナー・特定創業 交流会	創 江東区創業塾	23	融
	創 江東区地域クラウド交流会	24	産

各係の連絡先

融 融資相談係

電話：03-3647-2331
FAX：03-3647-8442(課共通)
E-mail：0602050@city.koto.lg.jp

産 産業振興係

電話：03-3647-2332
FAX：03-3647-8442(課共通)
E-mail：sangyou-k@city.koto.lg.jp

6 商店街でお店を開きたい

補助金 創 商店街空き店舗活用支援補助 24 商

7 資金を調達したい

融資 創 中小企業融資あっせん 25 融
セーフティネット保証の認定 26 融

8 人材の確保・育成を図りたい

採用支援・定着支援・セミナー 創 とうとう若者・女性しごとセンター 27 雇
補助金 インターンシップ事業 28 産
産業スクーリング事業 28 産
職業体験 KOTOわくわくワークチャレンジ 28 産
表彰 産業表彰 29 産

9 情報を知りたい

情報誌 中小企業景況調査 29 産
情報発信 ビジネスサポートサービス 29 産

10 商店街として支援を受けたい

補助金 商店街支援 30 商

11 団体活動の支援を受けたい

補助金等 中小企業団体活動支援 32 産

12 会議室・展示室を借りたい

施設 産業会館 33 産
商工情報センター 33 産

関係機関等のご案内

関係機関等のご案内 34

商 商業振興係

電話：03-3647-9502
FAX：03-3647-8442（課共通）
E-mail：0602070@city.koto.lg.jp

雇 雇用支援担当

電話：03-3647-8581
FAX：03-3647-8442（課共通）
E-mail：koyou@city.koto.lg.jp

販 販路開拓担当

電話：03-3647-1381
FAX：03-3647-8442（課共通）
E-mail：hanro@city.koto.lg.jp

事業者ステージ別支援施策一覧

	創業を準備している方	創業された方
補助金	ホームページ作成費補助 P.6	
融資	ICT等導入支援 P.18	
	創業支援事務所等賃料補助 P.22	
	商店街空き店舗活用支援補助 P.24	
専門家相談	中小企業融資あっせん P.25	
PR イメージアップ	経営・税務・労務相談 P.21	
雇用支援		
セミナー		
	創業支援セミナー P.23	
施設	江東区創業塾 P.23	

成長を図りたい方

経営でお困りの方

展示会等出展費補助 P.8

広告宣伝費補助 P.9

知的財産権取得費補助 P.12

環境認証等取得費補助 P.13

研究開発補助 P.14

小規模な産学連携共同研究費補助 P.15

都立産業技術研究センター利用料補助 P.16

おもてなし多言語表記促進事業補助 P.17

生鮮三品小売店支援事業補助 P.17

お店の集客力向上支援事業補助 P.17

商店街空き店舗活用支援補助 P.24

セーフティネット保証の認定 P.26

江東区ものづくり団地(江東ブランド推進事業) P.10

ことみせ(江東お店の魅力発掘発信事業) P.11

採用支援・定着支援・セミナー(こうとう若者・女性しごとセンター) P.27

経営戦略支援セミナー P.20

産業会館 P.33

商工情報センター P.33

1. 販路を開拓したい

補助金 ホームページ作成費補助

【補助率】対象経費の1/2以内 **【補助限度額】10万円**

※ホームページの公開前に申請を行ってください。

内容

事業内容のPRや販路拡大のため、初めてホームページを開設する中小企業等に作成費用の一部を補助します。

対象経費

- [外部委託]と[自主作成]の経費はいずれかのみを対象とします
- 申請日時点で1年以内に支払った費用及び申請日以降実績報告の日までに支払った費用を対象とします
- ホームページ作成委託費を除き、複数回支払いを行う費用については初回支払い分のみ対象とします

[外部委託]

ホームページ作成委託費（外部委託の場合のみ）

[自主作成]

- ・ ホームページ作成ソフトウェアのライセンス又はパッケージ購入費（1種類）
- ・ ホームページ作成ソフトウェアの解説書（2冊まで）

[共通]

- ・ ドメイン取得に係る費用（1ドメイン）
- ・ サーバー利用に係る初期費用

対象

- 区内中小企業者
- 江東区中小企業団体名簿に登録されている中小企業団体

※中小企業団体とは、協同組合など、複数の中小企業により組織された団体をいいます。



補助条件

- 作成するホームページ内に次に掲げる情報がいずれも記載されていること
 - ・ 商号（個人にあつては氏名又は屋号）
 - ・ 本店（個人にあつては主たる事業所）の所在地
 - ・ 電話番号又はメールアドレス（問い合わせフォーム含む）
 - ・ 事業内容
- ※個人事業主であつて、主たる事業所の所在地が住民登録上の住所と同一の場合は省略可能です。
- 作成するホームページが他の者が主催するホームページの一部でないこと
 - 作成するホームページが専らSNS、ブログ等の既存サービスを利用した形態でないこと
 - 申請年度の3月31日までにホームページを開設の上、事業実績報告書を提出すること
 - 他の機関が実施する同様の補助金の交付を重複して受けないこと

申請期間

4月1日から申請順

申請方法

補助金交付申請書（窓口又はHPから）に、以下の書類（コピー可）を添えて提出

- 事業計画書
- 登記事項証明書（個人の場合は住民票）
- 開業届出書又は青色申告書の控え（個人のみ）
- 定款、役員名簿（中小企業団体の場合）
- 経費の内容が確認できる資料（見積書、作成ソフト・解説書のカタログなど）

詳細はこちら ▶
（区のHP）



補助金

展示会等出展費補助

産

【補助率】対象経費の2/3以内 【補助限度額】20万円

※直近2か年連続でこの補助金の交付を受けた場合は、申請できません。

内容

国内・国外の展示会等(オンラインを含む)へ出展する中小企業に出展費用の一部を補助します。(年度内1回のみ)

対象経費

会場使用料(出展料、出展小間料等)

対象

次に掲げる要件に該当する区内中小企業者

- 区内に本店(個人の場合は主たる事業所)を有すること
- 前年度の法人住民税及び法人事業税(個人にあっては住民税及び個人事業税)を滞納していないこと

補助条件

- 展示会会期の初日の前日までに申請すること
- 販売を伴う展示会等(物産展等)でないこと
- 自社が主催、共催又は後援する展示会等でないこと
- 同一の展示会等に係る経費を対象として、他の機関が実施する補助金の交付を重複して受けないこと

※共同出展の場合、補助対象経費の算定が異なりますのでお問い合わせください。

※補助金の交付には、実績報告として展示会場のフロアマップ・写真等が必要となります。

申請期間

4月1日から申請順

申請方法

補助金交付申請書(窓口又はHPから)に、以下の書類(コピー可)を添えて提出

- 事業計画書
- 登記事項証明書(個人の場合は住民票)
- 開業届出書又は青色申告書の控え(個人のみ)
- 直近の住民税及び事業税の納税証明書
- 補助対象経費の見積書、明細書等
- 展示会等の概要がわかるパンフレット等

詳細はこちら
(区のHP)

補助金

広告宣伝費補助



【補助率】対象経費の2/3以内 【補助限度額】20万円

※広告を掲載する前に申請を行ってください。

内容

区内中小企業が、自社の製品・サービスを広告する場合、広告料の一部を補助します。(広告の対象がサービスである場合は業種の制限があります。)

対象広告

- 新聞、書籍、広報誌等への掲載(電子版を含む)
- 鉄道等の公共交通機関や建物への掲示(デジタルサイネージ等を含む)
- 区が指定するSNSへの表示(SNS運営者の指定する者との契約に限る)
- 放送事業者による広告放送(テレビ、ラジオでのコマーシャル)

対象

次に掲げる要件に該当する区内中小企業者

- 区内に本店(個人の場合は主たる事業所)を有すること
- 前年度の法人住民税及び法人事業税(個人の場合は住民税及び個人事業税)を滞納していないこと
- 会社法2条3号に規定する子会社(親会社が中小企業者である場合を除く)でないこと
- 風営法2条に規定する事業を営む者でないこと

※同一対象者に対する補助金の交付は同一年度内1回、また広告の対象は1つの製品等に限り
ます。

※前2か年度にこの補助金の交付を受けた場合は、申請できません。

申請期間

4月1日から申請順

申請方法

補助金交付申請書(窓口又はHPから)、以下の書類(コピー可)を添えて提出

- 事業計画書
- 履歴事項全部証明書(個人の場合は住民票)
- 開業届書又は青色申告書の控え(個人の場合)
- 直近の住民税及び事業税の納税証明書
- 広告を行う製品・サービスの概要が分かる資料
- 広告の方法の概要が分かる書類
- 広告料の内訳・金額が確認できる書類(見積書等)

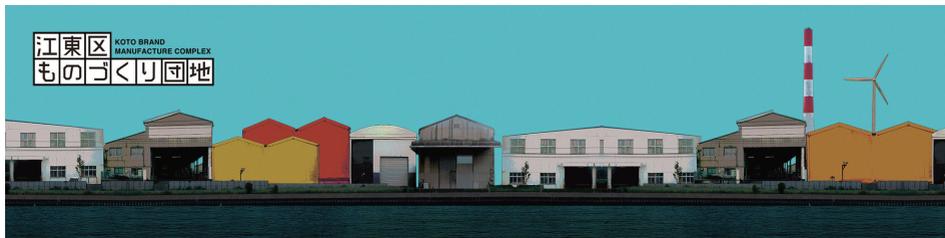
詳細はこちら ▶
(区のHP)



PR・
イメージアップ

江東区ものづくり団地（江東ブランド推進事業）

販

江東区 KOTO BRAND
ものづくり団地 MANUFACTURE COMPLEXWEBサイト：<https://kotobrand.jp/>

内容

優れた製品や技術を保有する区内ものづくり企業を「江東ブランド」として認定し、様々なPR活動を通じて江東区のものづくりを区内外に発信することで、認定企業と区が共にイメージアップを図り、区内産業の活性化を目指します。

【対象】

製造業を営む区内中小企業者（食品製造小売を除く）

【活動内容】

展示会・見本市への出展、PR冊子の発行・配布、雑誌などのメディアを通じた情報発信などのPRを実施している他、認定企業を対象とした交流会や勉強会を開催し、認定企業間の連携の促進や認定企業の自社ブランディングの支援を行っています。



【ロゴマーク】

認定企業には「江東ブランドロゴマーク」を付与します。



KOTO BRAND

詳細はこちら ▶



【令和5年度の新規認定企業の募集】

募集は6月頃を予定しています。応募条件、募集期間などの詳細については、江東ブランド専用WEBサイト、区報、区HPでお知らせします。

内容

ことみせ事務局の専門スタッフがお店を直接取材することにより、そのお店ならではの魅力を発掘し、情報誌やホームページを通して積極的に情報を発信します。また、情報誌やホームページにお店から提供されたクーポンを掲載し、広く区内外から集客を図ります。

また、外国人スタッフが外国人旅行者等に向けておすすめのお店を取材し、わかりやすく読みやすい内容の英語で、お店の魅力を発信します。

【情報誌「ことみせ」】

- ・年6回発行。クーポン付。
- ・区内施設や区内都営地下鉄パンフレットラック等で配布しています。

【ことみせWEB (<https://kotomise.jp>)】

- ・情報誌では掲載できない詳細な記事を随時掲載しています。
- ・SNS (Facebook、Twitter、Instagram) でも情報発信しています。
- ・WEBサイト内でお店側が独自に売出し等の情報発信が可能で、お店のホームページへのリンクも可能です。



ことみせWEBはこちら ▶

【登録店募集】

- ・初期費用1,000円(年会費・掲載料無料)と通年使用可能なクーポンの提供が必要です。
- ・医業・歯科医業、風営法第2条に規定するお店等は登録できません。
- ・登録申込みはWEBサイトから行えます。



登録申込みはこちら ▶

【ことみせ事務局】

【住所】江東区富岡1-13-1 3F

【電話】03-6458-5340

詳細はこちら ▶
(区のHP)

2. 知的財産・認証を取得したい

補助金

知的財産権取得費補助

産

【補助率】対象経費の1/2以内

【補助限度額】特許権:30万円 実用新案権、意匠権、商標権:10万円

※出願申請の日の翌日から起算して1年以内に申請を行ってください。

内容

知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)の取得に要する費用の一部を補助します。

対象経費

- 出願料 ● 出願審査請求料 ● 特許料・登録料
- 出願のため、弁理士に支払う手数料 ● 電子化手数料
- その他区長が必要と認める経費

対象

次に掲げる要件に該当する区内中小企業者

- 区内に本店(個人の場合は主たる事業所)を有すること
- 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること
- 前年度の法人住民税及び法人事業税(個人の場合は住民税及び個人事業税)を滞納していないこと
- 会社法2条3号に規定する子会社(親会社が中小企業者である場合を除く)でないこと

※同一の対象物に係る知的財産権を対象として、他の機関が実施する同様の補助事業と重複して申請することはできません。

※補助を受けようとする知的財産権の取得費用が、「江東区中小企業研究開発補助金」の補助対象となっている場合は申請することはできません。

※同一対象者に対する補助金の交付は、同一年度内1回に限ります。

申請期間

4月1日から申請順

詳細はこちら▶
(区のHP)



申請方法

補助金交付申請書(窓口又はHPから)に、以下の書類(コピー可)を添えて提出

- 事業報告書
- 履歴事項全部証明書(個人の場合は住民票)
- 開業届出書又は青色申告書の控え(個人の場合)
- 直近の住民税及び事業税の納税証明書
- 出願書類及び出願を受理したことが確認できる書類
- 補助対象経費に係る明細書及び支払が確認できる書類

補助金

環境認証等取得費補助



【補助率】対象経費の1/2以内

【補助限度額】ISO9001、ISO14001、ISO27001:50万円

エコアクション21、プライバシーマーク:20万円

※認証取得の日の翌日から起算して6か月以内に申請を行ってください。

内容

上記の環境認証等を新たに取得した中小企業に取得費用(審査登録機関の審査に要する費用、コンサルタント委託料)の一部を補助します。

対象

次に掲げる要件に該当する区内中小企業者

- 区内に本店及び環境認証等を受ける事業所を有すること
- 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること
- 直近の法人住民税及び法人事業税(個人の場合は住民税及び個人事業税)を滞納していないこと
- 会社法2条3号に規定する子会社(親会社が中小企業者である場合を除く)でないこと

※同一の環境認証等を対象として、他の機関が実施する補助事業と重複して申請することはできません。

※同一対象者に対する補助金の交付は同一年度内1回に限ります。

申請期間

4月1日から申請順

申請方法

補助金交付申請書(窓口又はHPから)に、以下の書類(コピー可)を添えて提出

- 事業報告書
- 履歴事項全部証明書(個人の場合は住民票)
- 開業届出書又は青色申告書の控え(個人のみ)
- 直近の住民税及び事業税の納税証明書
- 環境認証等の取得を証する書類
- 補助対象経費の明細及び支払いの事実を証する書類(明細書、領収書等)

詳細はこちら ▶
(区のHP)



3. 研究・開発をしたい

補助金

研究開発補助

産

【補助率】対象経費の2/3以内 【補助限度額】300万円 【補助件数】7件(予定)

内容

区内中小企業が行う新製品・新技術に関する研究・開発経費の一部を補助します。中小企業が自ら行う研究開発であって、次のようなものが対象です。

- 新製品の開発
- 機械器具又は装置の省力化、自動化その他の高性能化のための新技術の開発 ほか

対象経費

研究開発に直接必要な経費であって、次のような経費(適用期間:申請年度の4月1日～3月31日)

- 原材料及び副資材の購入に要する経費
- 機械装置の購入又は借用に要する経費
- 大学等との共同研究のための経費 など

詳細はこちら▶
(区のHP)



対象

以下の要件をいずれも満たす中小企業者

- 区内に本店及び研究開発を統括する事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいること
- 直近及びその前年度の法人住民税及び法人事業税(個人の場合は住民税及び個人事業税)を滞納していないこと

※他の公的機関が実施する同様の補助金と重複して本補助金の交付を受けることはできません。
※前年度に本補助金の交付を受けている場合は申請することができません。

補助条件

申請年度内に終了する研究・開発(すでに研究開発が完了している場合は対象外)であること

申請期間

4月1日～6月30日(必着)

申請方法

補助金交付申請書(窓口又はHPから)に、右表の書類を添えて提出

	法人	個人
登記事項証明書	○	
住民票		○
法人住民税及び法人事業税納税証明書	○	
住民税及び個人事業税納税証明書		○
企業概要	○	○
共通書類	ア. 研究開発の種別に応じ、仕様書、図面、研究開発の手法を記載した書面など イ. 特許証又は実用新案登録証の写し ウ. その他参考となる資料	
備考	納税証明書は、2か年(前年度、前々年度)分必要です	

※詳細はHPをご覧ください。

※申請前に産業振興係までお問い合わせください。

【補助率】対象経費の1/2以内 【補助限度額】20万円**内容**

区内中小企業が、大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）と契約を締結して行う、共同（委託）研究の契約金の一部を補助します。

対象

以下の要件を満たす中小企業者

- 区内に本店（個人の場合は主たる事業所）を有すること
- 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること
- 大学等と共同研究に係る契約を締結していること
- 直近の法人住民税及び事業税を滞納していないこと

対象経費

契約に基づき、大学等に支払った費用

申請期間

4月1日から申請順

※契約期間の満了日又は共同研究が完了した日のいずれか早い日の翌日から起算して6か月以内の申請が必要です。

申請方法

補助金交付申請書（窓口又はHPから）に、以下の書類（コピー可）を添えて提出

- 事業報告書
- 登記事項証明書（個人の場合は住民票）
- 開業届出書又は青色申告書の控え（個人のみ）
- 直近の住民税及び事業税の納税証明書
- 大学等と締結した共同研究に係る契約書
- 費用の支払いを証する資料

詳細はこちら ▶
（区のHP）



【補助率】対象経費の2/3以内 【補助限度額】年度内15万円

内容

製品または技術の開発、試験等に関して都立産業技術研究センターの提供する有償サービスを利用した場合の利用料の一部を補助します。

対象経費

都立産業技術研究センターの提供する有償サービス(多目的スペースのレンタルを除く。)の利用料金(申請年度の利用分)

対象

次に掲げる要件に該当する区内中小企業者

- 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること
- 前年度の法人住民税及び法人事業税(個人の場合は住民税及び個人事業税)を滞納していないこと

申請期間

4月1日から申請順

申請方法

補助金交付申請書(窓口又はHPから)に、以下の書類(コピー可)を添えて提出

- 経費の内訳が記載された書類
- 利用したことを証明する書類(申込書、見積書など)
- 利用料の支払いが確認できる書類
- 直近の住民税及び事業税の納税証明書
- 履歴事項全部証明書(個人の場合は住民票)
- 開業届出書又は青色申告書の控え(個人のみ)

詳細はこちら ▶
(区のHP)



4. 経営の強化・改善を図りたい

補助金 おもてなし多言語表記促進事業補助



外国人旅行者等の受入れ環境を整備するため、メニューの多言語表記及びコミュニケーションツールの導入等を支援します。

	補助率	補助限度額
区商連加盟商店会員店	2/3	20万円
ことみせ登録店	1/2	15万円

【予定補助件数】10件

※申請順に予算に達した時点で終了します。

詳細はこちら▶
(区のHP)



補助金 生鮮三品小売店支援事業補助



生鮮三品を取り扱う店舗の改修経費や設備購入費の一部を補助することによって、既存店の継続的な営業に向けた支援及び新規出店を支援します。

【対象】

区商連加盟商店会員店もしくは、区内共通商品券の取扱店かつ、ことみせ登録店

【補助率】1/2 【補助限度額】改修経費200万円、設備購入費100万円

【予定補助件数】5件

※申請順に予算に達した時点で終了します。

詳細はこちら▶
(区のHP)



補助金 お店の集客力向上支援事業補助



お店の売上アップや新規顧客獲得を目指す工夫を凝らしたイベントや新商品開発等、個店もしくは個店連携による集客力向上に資する取組に対して経費の一部を補助します。

	イベント活動費補助		商品開発費補助	
	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額
区商連加盟商店会員店	2/3	100万円	2/3	50万円
ことみせ登録店	1/2	80万円	1/2	40万円

詳細はこちら▶
(区のHP)



相談・補助金 ICT等導入支援

【補助率】対象経費の1/2以内 【補助限度額】50万円

内容

事業の効率化、災害等時の事業継続性の向上を目的として行うICTツール等の導入に際し、相談支援を行うとともに、導入経費の一部を補助します。

支援対象者

次に掲げる要件に該当する中小企業者（これから創業する場合を含む。）

- 区内に本店（個人の場合は主たる事業所）を有すること
- 区内にICTツール等を導入する事業所を有すること
- 直近の法人住民税及び法人事業税（個人の場合は住民税及び個人事業税）を滞納していないこと

支援対象事業

支援対象者が実施する、次に掲げる事業が支援対象となります。

- ソフトウェアの導入
- IoT機器の導入
- キャッシュレス端末機器の導入
- テレワーク関連機器の導入

申請期間

4月1日から申請順

申請方法

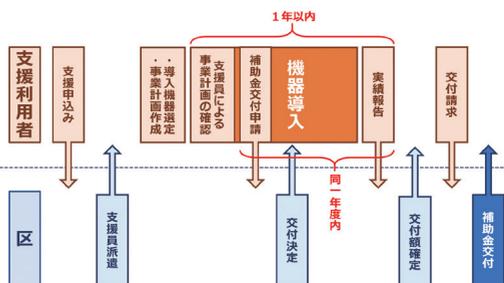
【相談支援】

相談支援は、無料で利用することのできる「導入相談」「事業計画の確認」「導入後フォローアップ相談」のパッケージです。

相談支援の申込みは、支援申込書（窓口又はHPから）に、以下の書類（コピー可）を添えて提出してください。

- 登記事項証明書（個人の場合は住民票）
- 開業届出書又は青色申告書の控え（個人のみ）
- 直近の住民税及び事業税の納税証明書

※補助金の交付申請を行うためには、相談支援を受けることが必須となります。



詳細はこちら ▶
(区のHP)



※相談支援のみの利用も可能です。

※各支援の無料での利用可能回数は、導入相談：2回、事業計画の確認：1回、導入後フォローアップ：1回となります。

【導入支援補助金】

補助金の交付申請は、補助金交付申請書(窓口又はHPから)に、以下の書類を添えて提出してください。

- 相談支援で確認を受けた事業計画書
- 補助対象経費(後掲)の明細及び額が分かる見積書等

補助対象経費

補助対象となる導入経費は、実施する支援対象事業により、右の表に記載のとおりです。

※有期又は定期的な支払いを行うものについては、1年分を上限として算入することができます。

※相談支援の事業計画の確認を受けた日以後、事業実績報告書の提出までに支払ったものについて算入することができます。

※IoT機器及びキャッシュレス端末機器の関連機器とは、専ら本体機器の設置や通信回線への接続のために必要な機器、本体機器を利用するための情報端末機器、サーバーその他の機器を指します。

※テレワーク関連機器とは、テレワークを行うため情報端末機器に接続して使用する、カメラ、マイクその他の音声又は映像の入出力機器を指します。

※汎用機器とは、多用途に汎用的に用いることのできる機器であって、右の表に記載するものを指します。

汎用機器の導入経費の補助対象経費への計上については、次に掲げる制限があります。

- 専ら支援対象者(社員等の構成員を含みます。)が保有し、使用するものであること
- 総額20万円を上限として計上すること

補助対象経費	
1.	ソフトウェアの購入代金又はライセンス料金
2.	ソフトウェアの初期設定料金又はカスタマイズ料金
3.	汎用機器の購入代金又は賃借料金であって、ソフトウェアの導入に伴い、最低限必要となるもの
4.	ソフトウェアの導入に伴い必要となる機器(汎用機器除く。)の購入代金又は賃借料金
5.	IoT機器又はIoT関連機器の購入代金又は賃借料金
6.	キャッシュレス端末機器又はキャッシュレス関連機器の購入代金又は賃借料金
7.	テレワーク関連機器の購入代金又は賃借料金

区分	対象機器
1	情報端末機器(PC、タブレット端末等)
2	情報端末機器に接続(通信回線を通じて行うものを含む。)して使用する以下の機器 (1) 補助記憶装置 (2) モニター (3) プリンター (4) スキャナー
3	インターネット回線への接続を目的として設置する回線終端装置、モデム、ルーターその他の機器
4	その他設置及び使用の方法から事業以外の目的に容易に転用することができるものとして、区長が汎用的に使用できる機器と認めるもの

内容

中小企業を経営する方のために「経営戦略支援セミナー」を開催。経営に必要な情報やノウハウをタイムリーに提供します。

※セミナーの開催日時・募集期間等については、区報・HPにてお知らせします。



詳細はこちら ▶
(区のHP)



内容

区内中小企業者の方の経営に関する様々な課題や問題などに、専門の相談員が個別に助言や指導などを実施いたします。以下の相談に対応しますのでご利用ください。

※相談はすべて予約制のため、区のHPからご予約ください。

【相談場所】 経済課相談室（区役所4階28番窓口にお越しください）

【問い合わせ先】 融資相談係 電話 3647-2331（直通）

詳細はこちら
（区のHP）



【予約サイト】

<https://www.city.koto.lg.jp/102010/sangyoshigoto/chusho/sodan/75977.html>

【経営相談】

経営全般、経営改善、資金繰りに加え、創業支援、事業承継、補助金活用、融資制度など、幅広い分野での経営相談をお受けしています。相談は原則対面ですが、Zoom、電話でも対応可能です。

※特定創業支援等事業の〈経営〉〈販路開拓〉の講義及び創業後の巡回相談も実施します。

【相談日】 月～金曜日の開庁日

【相談受付】 10時・11時・13時・14時 の1日4回 各50分程度

【相談員】 中小企業診断士

【税務相談】

経営上の税務に関する問題解決の参考となる助言などを行います。相談方法は対面またはZoomでお受けします。

※特定創業支援等事業の〈財務〉の講義も実施します。

【相談日】 第1・3・5水曜日の開庁日

【相談受付】 13時・14時・15時 の1日3回 各50分程度

【相談員】 税理士（東京税理士会江東西支部・江東東支部）

【労務相談】

経営上の労務管理や社会保障制度に関する相談・助言などを行います。相談方法は対面またはZoomでお受けします。

※特定創業支援等事業の〈人材育成〉の講義も実施します。

【相談日】 第2・4水曜日の開庁日

【相談受付】 13時・14時・15時・16時 の1日4回 各50分程度

【相談員】 社会保険労務士（東京都社会保険労務士会江東支部）

5. 創業初期の支援を受けたい

補助金

創業支援事務所等賃料補助



補助期間24か月

補助月数	補助限度額	補助率
補助開始月～12か月目	製造業 10万円	月額賃料の1/2以内
	製造業以外 5万円	月額賃料の1/4以内
13か月目～24か月目	製造業 5万円	月額賃料の1/2以内
	製造業以外 3万円	月額賃料の1/4以内

【補助件数】製造業1件、製造業以外9件(予定)

内容

区内で創業した方または創業予定の方が、新たに借り上げた区内の事務所等の賃料の一部を補助します。

対象

次に掲げる要件に該当する区内中小企業者

- 初めて補助金の交付を受ける年度において創業した又は創業予定であること
- 法人にあっては本店及び事務所等を、個人にあっては事務所等を区内に有すること
- 申請日の属する年の前年の所得に係る住民税を滞納していないこと
- 許認可等を要する業種である場合は、当該許認可等を受けていること

申請期間

9月1日～11月30日(必着)

※書類審査の上、申請者多数の場合は抽選

詳細はこちら ▶
(区のHP)



申請方法

補助金交付申請書(窓口又はHPから)に、以下の書類を添えて提出

- 事業計画書
- 登記事項証明書(個人の場合は開業届出書の写し)
- 代表者の住民票
- 代表者の住民税納税証明書もしくは非課税証明書の写し(法人のみ)
- 事務所等の賃貸借契約書の写し
- 許認可を必要とする業種の場合は、営業許可証等の写し

内容

創業を目指す方のために「創業支援セミナー」を開催。創業に必要な基礎知識、事業計画の立て方、資金調達に加え、創業への心構え等をお伝えします。短期集中型の講座で、創業を検討中の方でも受けやすいセミナーです。

※こちらのセミナーでは、特定創業の認定はおこなっていません。

※セミナーの開催日時・募集期間等については、区報・HPにてお知らせします。



詳細はこちら▶
(区のHP)



内容

区では産業競争力強化法に基づき、特定創業支援等事業に対応するセミナーを実施します。これから区内で創業する方および創業後5年未満の中小企業者の方等一定の条件に合致し、経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的とした講義等を全て受講した場合には、様々な優遇制度を利用することができる特定創業支援等事業による支援を受けた証明書を発行します。

※詳細につきましては区報、区のHPでお知らせします。

※同様のセミナーは区と連携している金融機関、事業者等も開催しており、こちらについても詳細は区報、区のHPでお知らせします。

詳細はこちら▶
(区のHP)



内容

区内で起業する方を応援する仕組みを、交流会型のクラウドファンディングにより体験する「地域クラウド交流会」を開催。起業家がプレゼンを実施し、応援したいプレゼンターに参加者が投票(1人1票)を行い、プレゼンターには得票数×500円分の商品券が賞品として提供されます。

対象

起業家、起業を目指す方、起業家を応援したい方、地域を活性化させたい方

参加費

1,000円(税込)(事前の申し込み不要)

詳細はこちら▶
(区のHP)



6. 商店街でお店を開きたい

内容

個人や中小企業がを行う商店街の空き店舗(商業活動の用に供していた店舗で、連続して3か月以上利用されていない施設)の開業等に対し、賃料の一部を補助します。(最大24か月)

対象

区商連加盟商店会より、空き店舗への出店の承諾を得るとともに、商店会会員となり商店街活動に協力する個人及び中小企業(任意団体、NPO含む)

※対象業種:小売業、飲食業、生活関連サービス業

(洗濯業・理容業・美容業・エステティック業、リラクゼーション業・ネイルサービス業)

補助月数	補助率	補助限度額
補助開始月～12か月目	1/2	月額7万円
13か月目～24か月目	1/3	月額5万円

【予定補助件数】10件

※申請順に予算に達した時点で終了します。

詳細はこちら▶
(区のHP)



7. 資金を調達したい

融資

中小企業融資あっせん



内容

区内中小企業者の方が事業資金を必要とする際に、低金利で借入が可能となるよう、金融機関と東京信用保証協会の協力のもとに融資のあっせんを実施しています。

この融資あっせん制度は区が直接に融資するのではなく、区と契約を結んだ金融機関が区の定める条件などにより融資を実施します。

区は各融資内容の条件などにより利子や信用保証料の補助を行います。

詳細は「江東区中小企業融資のご案内」をご覧ください。各契約金融機関に配布している他、区のホームページにも掲載しております。

また、期間限定の特別融資がある場合はホームページからご確認ください。令和5年度は「原油価格・物価高騰対策資金」等がございます。

詳細はこちら ▶
(区のHP)



内容

■セーフティネット保証制度とは

中小企業信用保険法で定める要因によって経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、信用保証協会を通じて保証限度額の別枠化により、資金調達の円滑化を図る制度です。各種要因により1号から8号(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号)まで分類されており、第1～4号及び6号は100%保証、それ以外は80%保証です。

4号:突発的災害(自然災害など)・・・売上高の減少20%以上
5号:業況の悪化している業種(全国的)・・・売上高の減少 5%以上

■認定要件

①セーフティネット保証第4号

新型コロナウイルス(以下、コロナ)の影響により、最近1か月間(※1)の売上高が前年(2022年)同月(※2)に比して20%以上減少していること。かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年(2022年)同期(※2)に比して20%以上減少することが見込まれること。

※1 原則、申請月の前月のことを指します。

※2 前年の比較対象月が新型コロナウイルスの影響を受けている場合は、コロナの影響を受ける前までさかのぼった同月(2021年、2020年、2019年(2019年は1月を除く)のいずれかの同月)と比較してください。

②セーフティネット保証第5号

中小企業信用保険法第2条第5項第5号により不況業種と指定されている業種を営んでいること。

最近3か月と前年同期の売上高の減少率が5%以上であること(※1)。

※1 4号同様、最近1か月間とその後2か月間を含む3か月間で比較する方法もあります。

その他詳細については、区のホームページをご確認ください。

詳細はこちら ▶
(区のHP)



8. 人材の確保・育成を図りたい

採用支援・
定着支援・セミナー

こうとう若者・女性しごとセンター

雇

内容

人材確保を望む区内の中小企業に対し、人材紹介をはじめ、専門スタッフによる相談やアドバイス等を通じた人材の採用・育成・定着などに関するさまざまな支援サービスを提供しています。サービスはすべて無料でご利用いただけます。

● 採用支援

・求人登録、人材紹介

求人をセンターのホームページに無料掲載します。キャリアアドバイザーが求職者と個別面談を行い、適正や希望をふまえて求人とマッチングします。

・U29こうとうジョブマッチング

正社員就労を希望する29歳以下の若者に対し、就業研修・参加企業での就業実習(OJT)を行い、早期正社員就労を支援します。

● 定着支援

・人事コンサルティング事業

従業員満足度調査やコンサルタントによる課題の洗い出し・整理を行います。また、専門家によるフォローアップを行います。

・従業員キャリア相談

仕事やキャリアに関する相談を通して、従業員のキャリア形成を支援します。

● 企業向けセミナー等

・セミナー

人材の活用に関するさまざまなセミナーを開催します。

・研修

経営者・リーダー・若手など役職・役割に応じた研修を開催します。

・企業・求職者交流会

求職者に向けて自社のPRができる交流会を開催します。

・企業見学会

企業・求職者双方の合意の元、職場見学の機会を設けます。

● 内職あっせん相談

内職に関する求人受付及びあっせんを行います。

利用時間：平日 午前9時30分～午後6時/土曜 午前9時30分～午後5時

休業日：日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

内職相談窓口：毎週水・金曜日 午前9時30分～午後4時

電話 03-5836-5161 (企業専用)

詳細はこちら ▶



詳しくは、こうとう若者・女性しごとセンターのホームページをご覧ください

<https://koto-shigoto.jp/>

雇

雇用支援担当 電話:03-3647-8581

| 27

補助金

インターンシップ事業

産

【補助金額】 受入れ1日あたり

高校生:1人7,000円、高校生以外:1人5,000円

【補助限度額】 1回の受入れあたり 総額6万円、1人あたり3万円

内容

区では、インターンシップ事業として高校・大学等の学生を受入れする区内事業所を随時募集しています。実績があった協力事業所には補助金を支給します。

詳細はこちら ▶
(区のHP)



補助金

産業スクーリング事業

産

1人あたり1日定額700円(限度額40万円)を補助

内容

次代を担う小・中学生等を対象に、ものづくり体験学習や工場見学等の機会を提供し、後継者の育成を目指します。区では受入れ事業所を随時募集しています。実績があった協力事業所には補助金を支給します。

詳細はこちら ▶
(区のHP)



職業体験

KOTOわくわくワークチャレンジ

産

内容

こども向け職業・社会体験施設「キッザニア」監修によるプログラムで、こどもを対象としたしごと体験を実施しています。こども達は、リアルなしごとの現場に間近で触れる事により楽しみながら社会の仕組みを学ぶことができ、参加事業者は事業を通して、自社商品や技術のPRを行うことができます。

【参加事業者募集】

区では参加事業者を随時募集しています。

ご興味をお持ちの事業者様は産業振興係にお問い合わせください。

【参加事業者の役割】

- ・ 夏休み期間におけるしごと体験プログラムの実施
- ・ 年4回程度の打ち合わせ、研修への参加
- ・ 体験場所、スタッフの提供

詳細はこちら ▶
(区のHP)



内容

区内産業の振興及び発展に貢献し、他の模範となる従業員、技能者及び企業を表彰します。

永年勤続従業員部門	同一の区内中小企業に20年以上勤続している方
優秀技能者部門	区内中小企業等に所属する者のうち、優れた技能・技術を有する方
永年継続事業所部門	区内で100年以上事業を継続している中小企業
先進事業所部門	区内で先進的かつ効果的な取組みを実施している中小企業 ※テーマについては、区報・HPにてお知らせします。

詳細はこちら▶
(区のHP)



9. 情報を知りたい

内容

区内中小企業の景気動向を四半期ごとにまとめ、報告書を作成しています。報告書及び概要版はHPでご覧いただけます。

また、概要版は「江東区中小企業情報誌 こうとうの産業」(6・9・12・3月発行)にも掲載します。

「江東区中小企業情報誌 こうとうの産業」は、産業振興係窓口、出張所等で配布します。

詳細はこちら▶
(区のHP)



内容

江東区では、令和5年度より、ビジネスサポートサービスを開始します。ビジネスサポートサービスに会員登録すると、中小企業に役立つメールマガジンの受信や、各種セミナーの申し込みをすることができます。詳細については、区ホームページをご覧ください。

10. 商店街として支援を受けたい

補助金

商店街支援

商店街連合会支援事業

商

内容

江東区商店街連合会が、組織強化と所属する商店会の活性化に向け行うイベント事業や研修会等に対し、補助金の交付を行います。また、江東区商店街振興組合連合会が商店街の活性化や販売促進等を目指し発行しているプレミアム付区内共通商品券発行事業に対し、補助金の交付を行います。

商店街振興組合等組織化支援

商

内容

商店街の活性化等に関する各種支援策を十分に活用するためには、商店会の法人化による組織強化が求められます。商店街振興組合等を設立した場合に、1組合あたり10万円の補助金を交付します。

商店街活性化総合支援事業

商

内容

商店街の活性化を図る以下の事業に対し、東京都の「商店街チャレンジ戦略支援事業」と連携して、補助金の交付を行います。

事業名	内容(例示)	補助率	補助限度額
施設を整備する事業※	街路灯設置・改修など	3/4	5,000万円
	街路灯・アーチ灯の再塗装 / アーケードの再塗装	2/3	街路灯・アーチ灯 200万円 / アーケード 1,000万円
IT機能の強化を図るための事業	ホームページ作成 / フリーWi-Fi整備など	3/4	1,000万円
キャッシュレス対応事業	キャッシュレス決済導入	5/6	5,000万円
顧客利便機能の強化を図るための事業	宅配事業 / 案内板設置など	3/4	1,000万円
コミュニティ機能の強化を図るための事業	コミュニティスペースの運営など	3/4	1,000万円
組織力、経営力の強化を図るための事業	チャレンジショップの運営など	3/4	1,000万円
多言語対応事業	多言語デジタルサイネージの設置など	5/6	833.3万円

※装飾灯のLED化は補助率9/10(江東区商店街連合会加盟商店会19/20)

商店街イベント補助事業

商

内容

商店街の活性化を目指し、集客力を高めるために商店会が自ら企画し実施するイベントに対し、東京都の「商店街チャレンジ戦略支援事業」と連携して、補助金の交付を行います。

イベントの種別	補助率	補助限度額	備考
通常のイベント (1商店会年度内2回まで※)	2/3	1イベントあたり 600万円	会則等を有しない商店会 は補助限度額40万円、 年度内1回まで
若手・女性支援事業 (年度内1回まで)	8/9	88.8万円	
組織活力向上支援事業 (年度内1回まで)	11/12	825万円	振興組合、協同組合が対象

※その他、複数の商店会で実施する共催イベント1回まで申請可。

商店街装飾灯補助事業

商

内容

道路交通の安全、犯罪の防止及び都市美化のため、商店会が設置している装飾灯やアーケード等の電気料金に対し、補助金の交付を行います。

【補助金額】 定額による算定金額と電気料金実績の3/4の額のうち少ない額。

地域連携型商店街事業

商

内容

商店会と町会等地域団体が実行委員会を組織し、地域の活性化に向けて行うイベント事業等に対し、東京都と連携し補助金の交付を行います。

※商店街の販売促進事業は対象外。

【イベント事業】

	補助率	補助限度額
新規	4/5	800万円
継続	2/3	666.6万円

【活性化事業】

【補助率】 4/5 【補助限度額】 2億円

内容

商店会自らが住民生活を支えるための活動(地域見守り・清掃・交通マナー向上事業等)を行う際の費用について、東京都と連携して補助金の交付を行います。

【補助率】2/3 【補助限度額】40万円

内容

商店街のイメージアップや商店会会員店舗の販売促進を図るために行う広告等の作成費および周知費用等を補助します。

【対象】区商連加盟商店会、商店会グループ、区商連、区商店街振興組合連合会
【補助率】1/2 【補助限度額】20万円 【予定補助件数】15件

※申請順に予算に達した時点で終了します。

11. 団体活動の支援を受けたい

補助金等 中小企業団体活動支援

内容

中小企業団体(区内中小企業者で構成される協同組合など)の登録を随時受け付けています。

登録要件等の詳細は産業振興係までお問い合わせください。

【登録団体には・・・】

- ・ 産業会館、商工情報センター(→33ページ)を利用する場合、利用日の6か月前からの先行予約や、利用料金の減額が受けられます。
- ・ 「江東区中小企業情報誌 こうとうの産業」をはじめ各種事業のお知らせやご案内を区から送付します。
- ・ 中小企業団体が、後継者育成や組織の活性化を図るために実施する講習会、研修会、展示会等の費用を補助します。

※申請方法については、研修会等の団体活動を実施する前に産業振興係までお問い合わせください。

詳細はこちら ▶
(区のHP)



12. 会議室・展示室を借りたい

施設

産業会館

産

産業会館には区内中小企業の方が、展示会や各種講習会、従業員の研修等にご利用いただける会議室等があります。ぜひご利用ください。
利用申込みは、電話又は直接施設の窓口で手続きをしてください。

【所在地】江東区東陽4-5-18
東西線「東陽町」駅、都バス「東陽町駅前」

【電話】03-3699-6011

【開館時間】午前9時～午後10時

【施設名】第1会議室、第2会議室、第4展示室、第5展示室、第6展示室
(第1・2会議室、第4～6展示室は連結して利用可能)

※各施設は有料です。利用料はお問い合わせください。

【休館日】毎月第2・4日曜日、年末年始

詳細はこちら ▶



施設

商工情報センター

産

商工情報センターには区内中小企業の方が、展示会や各種講習会、従業員の研修等にご利用いただける会議室等があります。ぜひご利用ください。
利用申込みは、電話又は直接施設の窓口(カメラアプラザ5階)で手続きをしてください。

【所在地】江東区亀戸2-19-1 カメラアプラザ9階
総武線・東武亀戸線「亀戸」駅、都バス「亀戸駅前」「亀戸駅通り」

【電話】03-5626-0021

【開館時間】午前9時～午後10時

【施設名】会議室、研修室、第2研修室

※各施設は有料です。利用料はお問い合わせください。

【休館日】毎月第2・4月曜日(祝日は除く)、年末年始

詳細はこちら ▶



関係機関等のご案内

福利厚生

1. 勤労者福祉サービスセンター(カナルこうとう)

「カナルこうとう」は、区内の中小企業で働く勤労者と事業主及びその家族のために福利厚生事業を行っています。少ない掛け金でいろいろな福利厚生が受けられます。

【所在地】 東京都江東区東陽4-5-18 江東区産業会館2階

【電話】 03-3699-5101



詳細はこちら ▶

相談窓口

1. (公財)東京都中小企業振興公社 ワンストップ総合相談窓口

企業経営に関する各分野の専門家が、創業から経営全般、デジタル技術導入、資金繰り、税務、労務、法律まで、幅広い分野の相談に対応します。

【所在地】 本社:東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎5階 総合支援課

【電話】 本社:03-3251-7881

2. 東京都よろず支援拠点

国が各都道府県に設置する中小企業・小規模事業者・創業希望者の方のための経営相談窓口です。東京都では東京都信用金庫協会に設置されています。「無料で」「何度でも」ご利用いただけます。

【所在地】 新橋事務所:東京都港区新橋1-18-6 共栄火災ビル1階

【電話】 03-6205-4728

3. 東京都事業承継・引継ぎ支援センター

東京商工会議所が国から委託を受けた公的な相談窓口です。後継者不在でお悩みの中小企業経営者に対し、第三者への事業譲渡の相談からM&Aの実行支援まで、専門的なアドバイスで円滑なバトンタッチを支援します。

【所在地】 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル6階

【電話】 03-3283-7555

4. 東京都知的財産総合センター

専門知識と経験を有するアドバイザーが国内外の特許・実用新案・意匠・商標・著作権・ノウハウ・技術契約・知財調査等に関する相談に無料で応じます。平日午後は、弁理士・弁護士が常駐しており、必要に応じて同席してアドバイスをを行います。

【所在地】 秋葉原本部:東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階

【電話】 秋葉原本部:03-3832-3656

5. 東京都企業立地相談センター

創業や事業拡大する「場所」探しのご相談を不動産専門アドバイザーが無料で承っております。ご希望条件をお伺いし、事務所、店舗、工場などを取り扱う民間不動産業者に一斉照会に加え、都や都内区市町村の各種支援制度等の情報提供を行います。

【所在地】 東京都江東区東陽2-4-24 サスセンター1階

【電話】 03-6803-6280

6. 東京商工会議所江東支部

江東区内の中小企業・個人事業主の方、創業を検討されている方に向けて、公的融資の活用支援や弁護士・税理士・中小企業診断士などの専門家の無料相談のご紹介、補助金申請に向けた事業計画の策定アドバイスを行っています。

【所在地】 東京都江東区東陽4-5-18 江東区産業会館2階

【電話】 江東支部:03-3699-6111

商工関係機関のご案内

法務・労働関係機関

1	東京法務局墨田出張所	〒130-0024	墨田区菊川1-17-13	03-3631-1408
2	ハローワーク木場	〒135-8609	江東区木場2-13-19	03-3643-8609
3	東京都労働相談情報センター 亀戸事務所	〒136-0071	江東区亀戸2-19-1 カメラアプラザ7F	03-3682-6321(代)
4	亀戸労働基準監督署	〒136-8513	江東区亀戸2-19-1 カメラアプラザ8F	03-3637-8130

税務・年金関係機関

5	江東西税務署	〒135-8311	江東区猿江2-16-12	03-3633-6211
6	江東東税務署	〒136-8505	江東区亀戸2-17-8	03-3685-6311
7	江東都税事務所	〒136-8533	江東区大島3-1-3	03-3637-7121
8	中央都税事務所	〒104-8558	中央区新富2-6-1	03-3553-2151
9	日本年金機構江東年金事務所	〒136-8525	江東区亀戸5-16-9	03-3683-1231

金融・保証機関

10	東京信用保証協会 錦糸町支店	〒130-0013	墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル4F	03-5608-2011
11	日本政策金融公庫江東支店	〒130-0022	墨田区江東橋3-7-8 日本生命錦糸町ビル	0570-031092

その他

12	公益財団法人 東京都中小企業振興公社 総合支援課	〒101-0025	千代田区神田 佐久間町1-9 東京都産業労働局 秋葉原庁舎5F	03-3251-7881
13	公益財団法人 東京都中小企業振興公社 城東支社	〒125-0062	葛飾区青戸7-2-5	03-5680-4631
14	東京都よろず支援拠点 新橋事務所	〒105-0004	港区新橋1-18-6 共栄火災ビル1F	03-6205-4728
15	国立研究開発法人産業技術総合研究所 臨海副都心センター	〒135-0064	江東区青海2-3-26	03-3599-8001
16	地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター	〒135-0064	江東区青海2-4-10	03-5530-2111
17	東京商工会議所江東支部	〒135-0016	江東区東陽4-5-18 江東区産業会館2F	03-3699-6111
18	江東区商店街連合会	〒135-0016	江東区東陽4-5-18 江東区産業会館2F	03-3645-1231
19	東京都江東産業連盟 (江東区産業会館指定管理者)	〒135-0016	江東区東陽4-5-18 江東区産業会館2F	03-3699-7777

中小企業の定義(中小企業基本法)

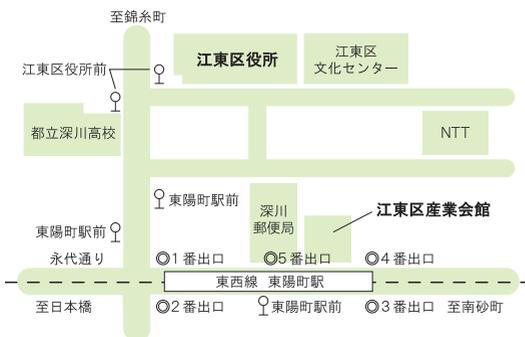
中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業 その他	資本金 3 億円以下 又は 従業員数 300 人以下
卸 売 業	資本金 1 億円以下 又は 従業員数 100 人以下
小 売 業	資本金 5 千万円以下 又は 従業員数 50 人以下
サ ー ビ ス 業	資本金 5 千万円以下 又は 従業員数 100 人以下

小規模企業者の定義

製造業 その他	従業員数 20 人以下
商業・サービス業	従業員数 5 人以下

※商業とは、卸売業、小売業(飲食店含む)を指します。



●江東区地域振興部経済課(区役所4階)

〒135-8383 江東区東陽4-11-28
融資相談係 ☎03-3647-2331(28番窓口)
産業振興係 ☎03-3647-2332(29番窓口)
商業振興係 ☎03-3647-9502(30番窓口)
雇用支援担当 ☎03-3647-8581(28番窓口)
販路開拓担当 ☎03-3647-1381(29番窓口)
FAX.03-3647-8442(経済課共通)

●江東区産業会館

〒135-0016 江東区東陽4-5-18 2階
☎03-3699-6011 FAX.03-3699-6017

●江東区商工情報センター

〒136-0071 江東区亀戸2-19-1
カメラアブラザ9階
☎03-5626-0021 FAX.03-5626-2120

●こうとう若者・女性しごとセンター

〒136-0071 江東区亀戸2-19-1
カメラアブラザ9階
☎03-5836-5161 FAX.03-3637-2351

中小企業支援施策ガイド

令和5年4月発行 印刷物規格表第1種 印刷番号(5)3号
編集発行:江東区地域振興部経済課